

東京都市計画都市再生特別地区の変更

都市計画都市再生特別地区を次のように変更する。

種類	面積	建築物その他 の工作物 の誘導すべ き用途	建築物の 容積率の 最高限度	建築物 の容積 率の最 低限度	建築物 の建蔽 率の最 高限度	建築物の 建築面積 の最低限 度	建築物の 高さの 最高限度	壁面の位置の制限	備考
都市 再生 特別 地区 (虎ノ門 一丁目東地区)	約 1.1ha	—	150/10 (注 1) ただし、 64/100 以上 を国際的・ 先進的なビ ジネス活動 を促進する 施設及びこ れに付随す る施設の用 途とする。	40/10	8/10 (注 2)	3,000 m ²	高層部：180m 中層部：55m 低層部：15m ※高さの基 準点は T.P.+6.1m とする。	建築物の外壁又はこ れに代わる柱は、計画 図に示す壁面の位置の 制限を越えて建築して はならない。ただし、 次の各号のいずれかに 該当する建築物はこの 限りではない。 (1) 歩行者の快適性及 び安全性を高めるた めに設ける屋根、ひ さし、落下防止柵そ の他これらに類する もの (2) 地下鉄駅出入口施 設等の公益上必要な 建築物その他これら に類するもの (3) 建築物の出入口の 上部に位置するひさ しの部分 (4) 歩行者の回遊性及 び利便性を高めるた めに設ける歩行者デ ッキ、階段、エスカ レーター、エレベー ター等並びにこれら に設置される屋根、 柱、壁その他これら に類するもの (5) 給排気施設の部分	1 地域冷暖房施設の用に供す る部分その他これに類するも のは、6,400 m ² を上限として、 容積率の算定の基礎となる延 べ面積から除く。(注 1) 2 消防用水利施設の用に供す る部分その他これに類するも のは、100 m ² を上限として、容 積率の算定の基礎となる延 べ面積から除く。(注 1) 3 コージェネレーション設備 の用に供する部分その他これ に類するものは、800 m ² を上限 として、容積率の算定の基礎 となる延べ面積から除く。(注 1) 4 蓄熱槽の用に供する部分そ の他これに類するものは、700 m ² を上限として、容積率の算 定の基礎となる延べ面積から 除く。(注 1) 5 駅等から道路等の公共空地 に至る動線上無理のない経路 上にある通路等の用に供する 部分は、2,400 m ² を上限とし て、容積率の算定の基礎とな る延べ面積から除く。(注 1) 6 建築基準法第 53 条第 6 項第 1 号に該当する建築物にあつ ては、2/10 を加えた数値とす る。(注 2) 7 別添図のとおり、地下通路 整備、広場整備、電線類地中化 及び道路表層整備を行う。

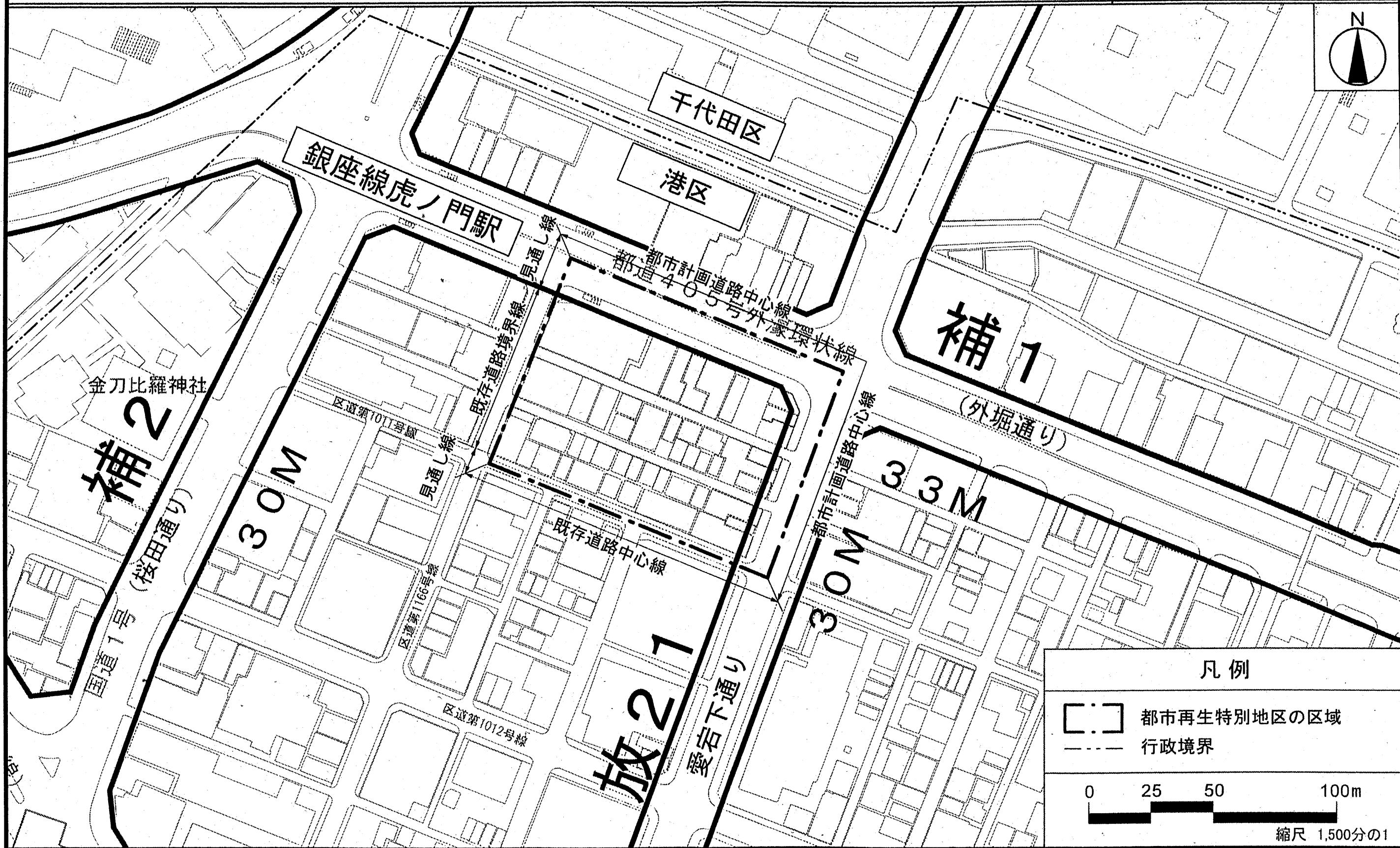
その他の既決定の地区	面 積	位 置
都市再生特別地区(大崎駅西口E東地区)	約 2.4 ha	品川区大崎二丁目及び大崎三丁目各地内
都市再生特別地区(大崎駅西口A地区)	約 1.8 ha	品川区大崎二丁目地内
都市再生特別地区(丸の内1-1地区)	約 1.2 ha	千代田区丸の内一丁目及び中央区八重洲一丁目各地内
都市再生特別地区(大手町地区)	約 16.2 ha	千代田区大手町一丁目及び大手町二丁目並びに中央区八重洲一丁目各地内
都市再生特別地区(西新宿一丁目7地区)	約 0.9 ha	新宿区西新宿一丁目地内
都市再生特別地区(丸の内2-1地区)	約 1.7 ha	千代田区丸の内二丁目地内
都市再生特別地区(淡路町二丁目西部地区)	約 2.2 ha	千代田区神田淡路町二丁目地内
都市再生特別地区(大手町一丁目6地区)	約 1.5 ha	千代田区大手町一丁目地内
都市再生特別地区(日本橋室町東地区)	約 1.8 ha	中央区日本橋室町一丁目及び日本橋室町二丁目各地内
都市再生特別地区(北品川五丁目第1地区)	約 3.6 ha	品川区北品川五丁目地内
都市再生特別地区(銀座四丁目6地区)	約 0.9 ha	中央区銀座四丁目地内
都市再生特別地区(渋谷二丁目21地区)	約 1.1 ha	渋谷区渋谷二丁目地内
都市再生特別地区(神田駿河台三丁目9地区)	約 2.2 ha	千代田区神田駿河台三丁目地内
都市再生特別地区(京橋二丁目16地区)	約 0.7 ha	中央区京橋二丁目地内
都市再生特別地区(丸の内二丁目7地区)	約 1.7 ha	千代田区丸の内二丁目地内
都市再生特別地区(京橋二丁目3地区)	約 1.0 ha	中央区京橋二丁目地内
都市再生特別地区(銀座四丁目12地区)	約 1.0 ha	中央区銀座四丁目地内
都市再生特別地区(神田駿河台四丁目6地区)	約 1.3 ha	千代田区神田駿河台四丁目地内
都市再生特別地区(京橋三丁目1地区)	約 1.3 ha	中央区京橋三丁目地内
都市再生特別地区(丸の内一丁目1-12地区)	約 1.3 ha	千代田区丸の内一丁目及び中央区八重洲一丁目各地内
都市再生特別地区(銀座六丁目10地区)	約 1.4 ha	中央区銀座六丁目地内
都市再生特別地区(日本橋二丁目地区)	約 4.8 ha	中央区日本橋二丁目地内
都市再生特別地区(大手町一丁目1地区)	約 2.4 ha	千代田区大手町一丁目地内
都市再生特別地区(浜松町二丁目4地区)	約 3.2 ha	港区浜松町二丁目地内
都市再生特別地区(渋谷駅地区)	約 4.9 ha	渋谷区渋谷二丁目、道玄坂一丁目及び道玄坂二丁目各地内
都市再生特別地区(渋谷三丁目21地区)	約 1.0 ha	渋谷区渋谷二丁目及び渋谷三丁目各地内
都市再生特別地区(日比谷地区)	約 1.4 ha	千代田区有楽町一丁目地内
都市再生特別地区(虎ノ門二丁目地区)	約 2.9 ha	港区虎ノ門二丁目及び赤坂一丁目各地内
都市再生特別地区(桜丘町1地区)	約 2.6 ha	渋谷区桜丘町及び道玄坂一丁目各地内
都市再生特別地区(丸の内三丁目10地区)	約 1.6 ha	千代田区丸の内三丁目地内
都市再生特別地区(竹芝地区)	約 2.4 ha	港区海岸一丁目地内
都市再生特別地区(虎ノ門四丁目地区)	約 1.8 ha	港区虎ノ門三丁目及び虎ノ門四丁目各地内
都市再生特別地区(虎ノ門一丁目3・17地区)	約 2.2 ha	港区虎ノ門一丁目地内
都市再生特別地区(大手町一丁目2地区)	約 2.8 ha	千代田区大手町一丁目地内
都市再生特別地区(八重洲一丁目6地区)	約 1.4 ha	中央区八重洲一丁目地内
都市再生特別地区(八重洲二丁目1地区)	約 1.7 ha	中央区八重洲二丁目地内
都市再生特別地区(宇田川町15地区)	約 0.7 ha	渋谷区宇田川町及び神南一丁目各地内
都市再生特別地区(京橋一丁目東地区)	約 1.6 ha	中央区京橋一丁目地内

都市再生特別地区(八重洲二丁目中地区)	約 2.2 ha	中央区八重洲二丁目地内
都市再生特別地区(虎ノ門・麻布台地区)	約 8.1 ha	港区虎ノ門五丁目、麻布台一丁目及び六本木三丁目各地内
都市再生特別地区(日本橋一丁目中地区)	約 3.9 ha	中央区日本橋一丁目地内
都市再生特別地区(芝浦一丁目地区)	約 4.7 ha	港区芝浦一丁目地内
都市再生特別地区(虎ノ門一・二丁目地区)	約 2.4 ha	港区虎ノ門一丁目及び虎ノ門二丁目各地内
都市再生特別地区(赤坂二丁目地区)	約 2.0 ha	港区赤坂一丁目及び赤坂二丁目各地内
都市再生特別地区(歌舞伎町一丁目地区)	約 0.6 ha	新宿区歌舞伎町一丁目及び歌舞伎町二丁目各地内
都市再生特別地区(品川駅北周辺地区)	約 9.5 ha	港区港南二丁目、芝浦四丁目、高輪二丁目及び三田三丁目各地内
都市再生特別地区(八重洲一丁目北地区)	約 1.6 ha	中央区八重洲一丁目地内
都市再生特別地区(日本橋室町一丁目地区)	約 1.1 ha	中央区日本橋室町一丁目地内
都市再生特別地区(内神田一丁目地区)	約 1.0 ha	千代田区内神田一丁目地内
都市再生特別地区(東池袋一丁目地区)	約 1.5 ha	豊島区東池袋一丁目地内
都市再生特別地区(新宿駅西口地区)	約 1.6 ha	新宿区新宿三丁目及び西新宿一丁目各地内
小計	約126.8 ha	
今回変更する地区		
都市再生特別地区(虎ノ門一丁目東地区)※本件	約 1.1 ha	港区虎ノ門一丁目地内
合計	約127.9 ha	

「位置、区域、高さの最高限度及び壁面の位置の制限は、計画図表示のとおり」

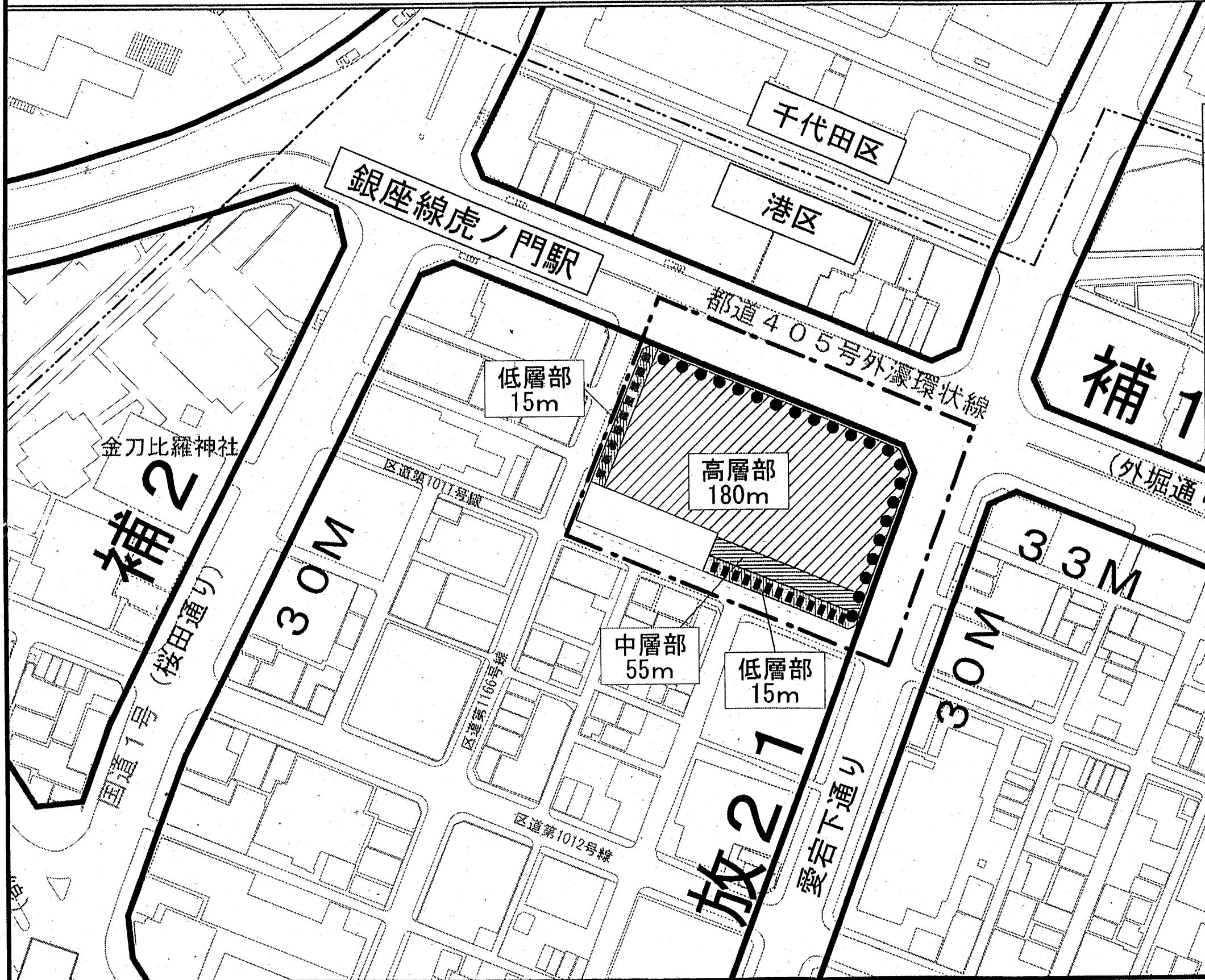
理由：土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、都市再生特別地区を変更する。

東京都市計画都市再生特別地区
虎ノ門一丁目東地区 計画図 1



この地図は、国土地理院院長の承認（平24閏公第269号）を得て作成した東京都地形図（S=1:2,500）を使用（31都市基交第571号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。
(承認番号) 31都市基交都第161号、令和元年10月1日

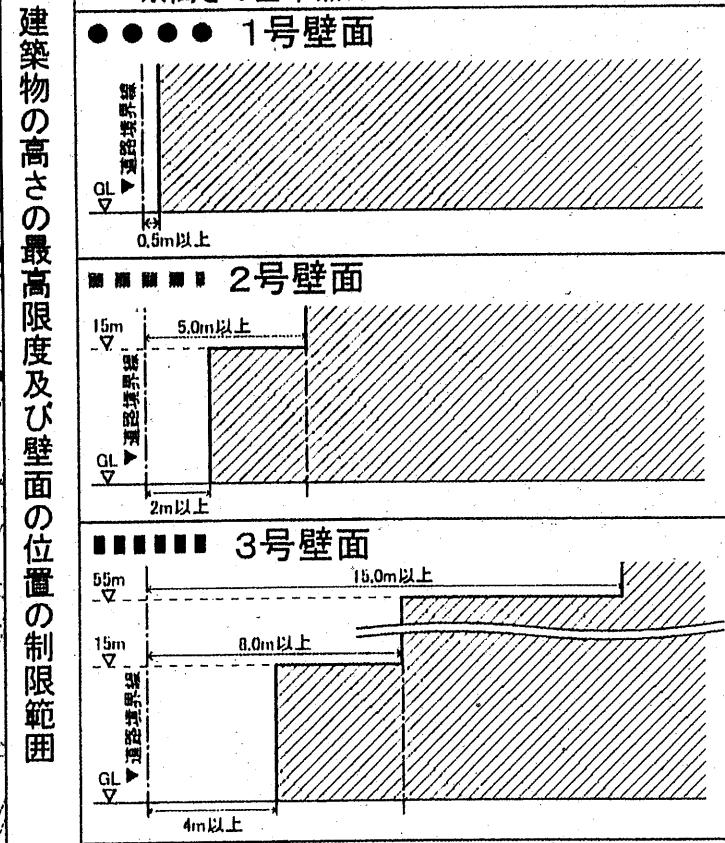
東京都市計画都市再生特別地区
虎ノ門一丁目東地区 計画図 2



凡例

□□ 都市再生特別地区の区域
---- 行政境界

高層部(180m以下とする。)
中層部(55m以下とする。)
低層部(15m以下とする。)
※高さの基準点はT.P.+6.1mとする。

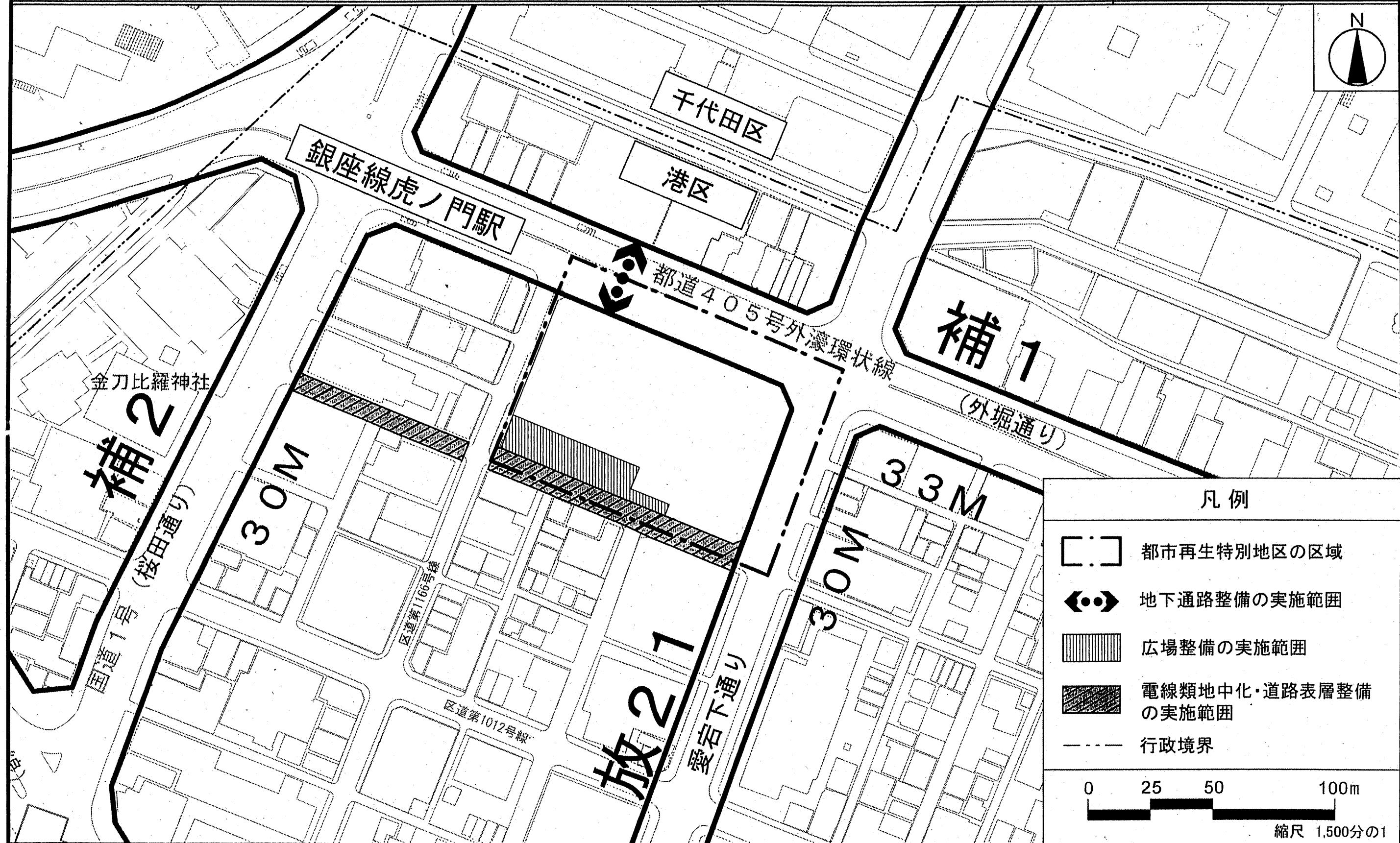


壁面の位置の制限は、道路境界線からとする。ただし、街区再編に伴い道路を拡幅する場合にあっては、拡幅する前の道路境界線からとする。

0 25 50 100m

縮尺 1,500分の1

東京都市計画都市再生特別地区
虎ノ門一丁目東地区 別添図



この地図は、国土地理院院長の承認（平24関公第269号）を得て作成した東京都地形図（S=1:2,500）を使用（31都市基交第571号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。
(承認番号) 31都市基街都第161号、令和元年10月1日